

平成26年6月19日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成25年(ワ)第23093号 キャッシュバック金請求事件

口頭弁論終結日 平成26年5月8日

判 決

原 告

同訴訟代理人弁護士 荒 井 哲 朗

同 浅 井 淳 子

東京都港区赤坂9丁目7番1号

被 告 ワイジェイFX株式会社

同代表者代表取締役 伊 藤

同訴訟代理人弁護士 北 山 昇

同 小 田 大 輔

主 文

- 1 被告は、原告に対し、190万円及びこれに対する平成25年9月7日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文と同旨。

第2 事案の概要

本件は、原告が、被告に口座を開設し、外国為替証拠金取引（以下「FX取引」という。）を行っていたところ、被告からFX取引の取引金額に応じて顧客に金銭を支払うことを内容とする「キャッシュバ

ックキャンペーン」（以下「本件キャンペーン」という。）の告知を受け、原告と被告との間で、被告が原告に対して取引金額に応じてキャッシュバック金を支払う旨の合意（以下「本件合意」という。）が成立し、かつ、被告の設定した取引金額等の要件が充足されたにもかかわらず、被告が原告の口座が強制解約されたことを理由にキャッシュバック金の支払を拒否していることが、権利濫用又は信義則違反に該当すると主張して、本件合意に基づき、190万円及びこれに対する訴状送達日の翌日である平成25年9月7日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求めている事案である。

1 前提事実（争いのない事実並びに書証及び弁論の全趣旨により容易に認定できる事実。）

- (1) 被告は、外国為替取引業を目的とする株式会社である。
- (2) 原告は、平成21年9月以降、FX取引を行っており、平成25年4月、被告に口座（以下「本件口座」という。）を開設し、インターネットを利用したFX取引を行っていた。
- (3) 被告は、平成25年5月1日から同月31日までの間、顧客に対し、別紙「キャンペーンの概要」記載の内容で、取引高に応じてキャッシュバック金を支払う旨を告知した。
- (4) 原告は、平成25年4月時点で、別紙「キャンペーンの概要」記載2の参加条件を具備しており、平成25年5月1日からのキャンペーン期間中の米ドル／円の合計取引高は、77億0842万2000通貨であった。これを別紙「キャンペーンの概要」に当てはめると、計算上、原告には190万円のキャッシュバック金が発生することになる。
- (5) 被告は、平成25年5月24日、原告に対し、同月27日午前9時以降に本件口座の解約手続を行うことをメールで告知し、その後、

本件口座を強制的に解約した。

(6) 原告が本件口座で取引を行っていた当時の被告の店頭外国為替証拠金取引約款（以下「被告約款」という。）には、「お客様について、次の各号の事由のいずれかが生じたと弊社が認めた場合には、弊社はまずお客様に対して注文期限を定めて反対売買をする旨を請求する事ができ、弊社よりかかる請求があった場合には、お客様は、弊社の指定する注文期限までに当該時点において保有するポジション（建玉）について反対売買等をし、決済しなければなりません。但し、かかる注文期限までに、お客様が反対売買等の注文を行わない時は、弊社は、お客様への事前連絡やお客様の承諾を要する事なく、任意に、当該ポジション（建玉）の反対売買等をし、決済する事ができるものとします」との定め（21条2項）があり、その具体的事由として、「お客様が取引を行うにあたり、本システム、システム機器、通信機器、端末機器、接続回線若しくはプログラムの不正な操作、改変等若しくは本システム以外のツール等により、健全な取引通念上不適切、不適正は方法による取引または本システムでは通常実行できない取引を行ったと弊社が認めた場合」（同項5号。以下「本件条項」という。）が挙げられている。なお、被告約款上、本システムとは、被告の取引システムをいうと定義されている（被告約款1条1項）。

(7) 本件キャンペーンの注記には、「お客様の入金・お取引状況により、該当条件を満たしていても弊社規定によりキャンペーン対象外とさせていただきますことがあります。」との記載（以下「本件注記」という。）が存在する。

(8) 被告は、原告に対し、原告が、本件口座を強制解約されて平成25年6月時点で被告に口座を有していないことを理由として、キャ

ッシュバック金の支払を拒絶した。

2 争点

- (1) 被告が，原告が平成25年6月時点で被告に口座を有していなかったことを理由としてキャッシュバック金の支払を拒絶することが，権利濫用又は信義則違反となるか（争点1）
- (2) 本件条項及び本件注記が，消費者契約法10条に違反するか（争点2）

3 当事者の主張

- (1) 争点1（被告が，原告が平成25年6月時点で被告に口座を有していなかったことを理由としてキャッシュバック金の支払を拒絶することが，権利濫用又は信義則違反となるか）について
（原告の主張）

ア 被告は，合理的理由なく本件口座を強制解約したのであるから，原告が平成25年6月時点で被告に口座を有していなかったことを理由としてキャッシュバック金の支払を拒絶することが，権利濫用又は信義則違反となる。

イ 本件条項は，手入力以外でのツールを使用した取引に関するものであり，具体的には，自動売買ソフトや自動売買プログラム等といった自動売買ツールを使用した取引を禁止したものである。原告は，手入力で本件口座における取引を行っており，自動売買ツールを用いた取引を行っていない。被告の主張する4秒程度の時間があれば，FX取引において注文及び決済を行うことは，難しい技術ではない。

ウ 被告は，取引の際，他社の提供する，為替の値動きを示したグラフ（以下「為替チャート」という。）を参照していたが，他社の為替チャートを参照することが，本件条項によって禁止されて

いるということとはできない。

本件条項には、「被告がリスク管理を適切に行えないおそれのある取引」は挙げられていない。被告約款は、被告によって一方的に作成され、被告が原告その他の一般投資家との間で行うFX取引の在り方を規律し、契約内容を一律に拘束するものであるから、被告に有利な類推解釈又は拡張解釈はされるべきではない。

(被告の主張)

- ア 被告は、原告が本件条項に違反した取引を行ったと認定して、本件口座を強制解約したのであり、キャッシュバック金の支払を拒絶することが、権利濫用又は信義則違反になることはない。
- イ 被告約款によれば、①「本システム、システム機器、通信機器、端末機器、接続回線若しくはプログラムの不正な操作、改変等若しくは本システム以外のツール等により」(以下「要件1」という。)、②「健全な取引通念上不適切、不適正は方法による取引または本システムでは通常実行できない取引」を行った場合(以下「要件2」という。)、口座の強制解約をすることができる。

要件1にいう「本システム」とは、被告の取引システムのことをいうから、被告の取引システム以外のツールを用いてFX取引を行った場合、「本システム以外のツール等」による取引となり要件1に該当する。原告は、為替チャートを表示するために、株式会社FXトレード・フィナンシャル(以下「FXトレード・フィナンシャル」という。)が提供するMeta Trader 4(以下「MT4」という。)及びFXDDが提供するJForexというフリーソフト(以下「本件各フリーソフト」という。)を利用しており、本件各フリーソフトは、被告の取引システム上で提供されているものではないから、要件1に該当する。

被告は、財務の健全性を維持するためのリスク管理上、適時適切にカバー取引を行う必要があり、カバー取引を行えない取引を禁止する必要がある。そして、カバー取引を適切に行うことができないような取引は、要件2の「健全な取引通念上不適切、不適正は方法による取引または本システムでは通常実行できない取引」に該当する。被告は、カバー取引先の銀行から配信される取引価格をもとに取引価格を提供しているため、顧客が被告から取引価格が提供されるよりも先に他社のMT4により取引価格の提供を受けた場合、適切なカバー取引を行うことができなくなる。したがって、顧客が被告においてFX取引を行う場合に参考にできる取引価格は、被告が独自に決定し、本システム上に反映され、顧客に対して提供される取引価格のみとすることが前提とされている。この前提に反する取引を行う行為は、被告の財務の健全性を維持するためのリスク管理を適切に行えないおそれのある取引として、要件2に該当する。

ウ 原告は、1日に約200件から約500件の取引を行っており、その中には、買付又は売付の約定から数秒後に当該約定によって保有したポジションについて反対売買するという取引がかなりの回数、頻度で発生していた。例えば、原告が行った取引の中には、約定してからわずか4秒にも満たない間に決済したものが、2か月弱の期間に84件もあった。しかも、そのほとんどが高額の注文であり、原告は多大な利益を上げている。しかし、わずか数秒の間に相場の動向等を分析等して決済することは、不可能である。FX取引においては、被告は、買付価格（ビット価格）と売付価格（オファー価格）とが提示し、顧客は、オファー価格で買い付け、ビット価格で売り付けることとなるが、ビット価格とオファ

一価格との間には価格差（以下「スプレッド」という。）があり、このスプレッドの幅の分だけ、オファー価格がビット価格よりも高くなっている。そのため、顧客は、約定後、スプレッドの幅以上に当該顧客にとって有利なレートに変動しない時点で反対売買をすれば、確実に損をすることになる。スプレッドの考慮、レートの推移の確認、相場動向等を踏まえた反対売買のタイミングの分析、判断等を含めた一連の行為は、通常、数秒間で行えるものではなく、原告のような取引は人間業ではあり得ず、本件条項に該当する取引によらない限り、不可能である。

また、スプレッドの幅以上にレートが変動する直前のレートで注文し約定することができれば、当該変動後、直ちに反対売買することによって、短期間に利益を得ることができるところ、原告は、上記のようなレートで注文し約定する割合が極めて高く、本件条項に該当する取引によらない限り不可能である。

(2) 争点2（本件条項及び本件注記が、消費者契約法10条に違反するか）について

（原告の主張）

本件条項及び本件注記は、理由なく一方的に金員受領の権利を奪うことができるものと解するのであれば、いずれも消費者契約法10条に反し、無効である。

（被告の主張）

本件条項及び本件注記が無効とされた場合、被告は、財務の健全性維持のためのリスク管理を行うことができなくなるため、それを回避する手段としての本件条項及び本件注記の記載は合理的かつ相当であって、信義則上、両当事者の不均衡をもたらすものではないから、いずれも信義則に反して消費者の利益を一方的に

害するものではなく、消費者契約法10条に反しない。

第3 当裁判所の判断

1 上記前提事実、後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 原告は、平成21年9月以降、FX取引を行っており、平成25年4月、被告に本件口座を開設し、インターネットを利用したFX取引を行っていた。原告は、被告との間においては、米ドル/円の取引のみを行っていた。(前提事実、甲9)
- (2) 原告は、被告との取引で、為替チャートを表示する本件各フリーソフトを使用していた。原告は、モニター6枚を見ながら取引を行っており、FXトレード・フィナンシャルの提供するMT4の1分足の為替チャートを上段左及び上段中央の2枚に、FXDDの提供するJForexの1秒足の為替チャートを下段左及び下段中央の2枚に、被告の提供するMT4の5分足及び15分足の為替チャートを上段右の1枚にそれぞれ表示し、下段右の1枚には、取引履歴等を表示していた。(甲9、13の1及び2)
- (3) 原告は、被告が提供するDesktop Cymo及びCymoneNEXTというアプリケーションを使用し、注文を行っていた。具体的な注文方法は、新規注文については、手動で、通貨単位を設定し、売り注文の場合には「売Sell」と表示された部分(以下「売ボタン」という。)を、買い注文の場合には「買Buy」と表示された部分(以下「買ボタン」という。)をクリックするという方法であり、決済注文(反対売買)については、新規注文時と反対のボタンをクリックするという方法によっていた。売ボタンと買ボタンとは、画面上で隣接していた。Desktop Cymoには、ワンタッチ全決済という表示(以下「全決済ボタン」という。)が

あったため、原告は、全てのポジションを決済する場合には、全決済ボタンをクリックする方法によって、これを行っていた。(甲9, 13の1及び2)

(4) 原告は、主に1分足の為替チャートで波動の形や価格の抵抗を見つつ、1秒足の為替チャートに表示された移動平均線というテクニカル指標と現在価格のかい離や値動きを見ながら、これらを総合的に判断して、新規注文及び決済注文を行っていた。原告は、為替チャートについて、赤色の足が下落、白色の足が上昇を示すように設定し、急落が起きた場合には、為替チャートを見ながら、上昇を示す白色の足がわずかに見えた時点で買ボタンをクリックし、いくらか利益が出た時点で、売ボタン又は全決済ボタンをクリックして、利益を確定させていた。また、原告は、白色の足が見える前に見込みで注文をする場合もあり、見込みが外れた場合には反対売買により、損切りをしていた。(甲9, 13の1及び2)

(5) 被告は、平成25年5月22日、原告に対し、原告の取引について、他の顧客と異なり、通常発生しづらいタイミングでの注文が多数あり、被告がカバー取引を行うことができず、提供しているスプレッド等に影響が出るおそれがあるため、被告が提供しているツール以外での取引やシステムトレード等を行っている場合には、当該取引を控えるよう求め、カバー取引に影響がある取引が続く場合には、被告約款に基づく取引停止等の措置が講じられる場合がある旨の記載があるメール(以下「本件メール1」という。)を送信した(甲3)。

(6) 原告は、本件メール1を受信後、従前どおりの取引を継続していた。被告は、平成25年5月24日、原告の取引が本件条項に反するため、口座を強制的に解約する旨の記載があるメール(以下「本

件メール2」という。)を送信した。本件メール2には、「明日2013年5月15日(土)5時50分時までに資産の全額出金手続きを行って頂きますようお願い申し上げます。」「2013年5月27日(月)9時以降、弊社の任意のタイミングにて解約手続きを行わせて頂きますので、何卒ご了承下さいませ。」との記載があるが、「2013年5月15日(土)5時50分時」という記載は誤記であり、原告に平成25年5月25日午前5時50分までの出金手続きを求め、同月27日午前9時以降には、被告の判断で強制解約の手続きを行うとの内容と解される。そして、被告は、その後、本件口座を強制的に解約した。(甲4)

- (7) 被告約款は、平成25年8月5日、改訂された(以下、改訂後の約款を「改訂後被告約款」という。)。改訂後被告約款には、口座の強制解約ができる場合として、「お客様が短時間のうちに、または高頻度で取引を行い、それにより弊社が行うリスクの減少を目的としたカバー取引に影響を与えると弊社が認めた場合」との記載(21条2項7号)が加えられている(甲8の1及び2)。

2 争点1(被告が、原告が平成25年6月時点で被告に口座を有していなかったことを理由としてキャッシュバック金の支払を拒絶することが、権利濫用又は信義則違反となるか)について

- (1) 上記第2の1「前提事実」(4)で認定した事実によれば、原告は、平成25年4月時点で、別紙「キャンペーンの概要」記載2の参加条件を具備しており、平成25年5月1日からのキャンペーン期間中の米ドル/円の合計取引高は、77億0842万2000通貨であったから、これを別紙「キャンペーンの概要」に当てはめると、原告には、本件合意に基づき、190万円のキャッシュバック金が発生したというべきである。本件キャンペーンについては、「お客

様の入金・お取引状況により、該当条件を満たしていても弊社規定によりキャンペーン対象外とさせていただくことがあります。」との内容の本件注記があるが、本件キャンペーンの実施の告知を受けた顧客は、該当条件を満たす場合にはキャッシュバック金が発生するとの期待を持って取引を行うと考えられるから、被告が、本件注記を適用してキャッシュバック金の支払を拒絶するためには合理的な理由が必要であると解するのが相当であり、被告が、合理的理由なく約定のキャッシュバック金の支払を拒否することは、信義則に反し、許されないというべきである。

そして、上記第2の1「前提事実」(8)で認定した事実によれば、被告は、原告が本件口座の強制解約によって平成25年6月時点で被告に口座を有していないことを理由として、キャッシュバック金の支払を拒絶したことが認められるから、被告が本件口座を強制解約するための要件が充足されていたと認められない場合、被告が原告に対してキャッシュバック金の支払を拒否することは、信義則に反し、許されないというべきである。

- (2) 被告は、カバー取引先の銀行から配信される取引価格をもとに取引価格を提供しており、顧客が被告から取引価格が提供されるよりも先に他社から取引価格の提供を受けた場合、適切なカバー取引を行うことができなくなるため、顧客が被告においてFX取引を行う場合に参考にすることができる取引価格は、被告が独自に決定し、本システム上に反映され、顧客に対して提供されている取引価格に限定されているとし、原告が、為替チャートを表示する本件各フリーソフトを使用して取引を行っていたことが、本件条項の定める「本システム以外のツール等」による取引に該当する旨主張する。そして、被告約款上、「本システム」とは、被告の取引システムを

いうから、「本システム以外のツール」とは、被告の取引システム以外のツールをいうところ、本件条項には、被告の取引システムの範囲を特定、限定する文言は存在しないこと、本件各フリーソフトは、被告が提供しているものではないことが認められる。

しかし、本件条項における「本システム以外のツール等により・・・本システムでは通常実行できない取引を行った」との文言からは、売買の注文自体を被告の提供していないシステムトレードのプログラムを用いて行う場合が典型例として想起され、売買注文の前提としての為替相場に関する情報の取得方法までもが規制の対象とされていることを想起することは困難というべきである。また、顧客が他社の提供する為替チャートを参照することによって、被告が主張するようなカバー取引についての重大な問題が発生するのであれば、被告において、顧客が他社の提供する為替チャートを参照してはならない旨を端的な表現で約款に記載することや、改訂後被告約款のように、顧客の取引態様によって被告のカバー取引に影響を与えると認められる場合を強制解約事由として規定することが可能なのであって、本件条項の「本システム以外のツール」という抽象的な文言に、他社の提供する為替チャートを読み込まなければならない事情は見出し難い。さらに、インターネット上では様々な為替チャートが提供されていることは公知の事実であるから、FX取引を行う者の中には、原告のように、自己にとって使い勝手の良い為替チャートを選択し、これを使用して取引を行っている者も少なからずおり、FX業者側から特段の指摘を受けることもなく取引を継続している例があることが窺われる。以上の事情に照らすと、顧客において、FX取引を行う際に、他社の提供する為替チャートを参照することが本件条項によって禁止されると理解することは著し

く困難であるというべきである上、上記第2の1「前提事実」(6)で認定した事実によれば、本件条項は、被告が顧客に対して注文期限を定めて反対売買をするよう請求することができ、顧客が注文期限までに反対売買等による決済をしない場合には、被告が顧客への事前連絡や顧客の承諾を要することなく、任意に反対売買等をし、決済することにより、口座を強制的に解約することができるという強力な効果を伴うものであることをも考慮すると、他社の提供するソフトによって表示される為替チャートを参照しながらFX取引を行うことが、本件条項の禁止する取引に該当すると解することはできない。

- (3) 被告は、スプレッドの考慮、レートの推移の確認、相場動向等を踏まえた反対売買のタイミングの分析、判断等を含めた一連の行為は、通常、数秒間で行えるものではなく、原告のような取引は人間業ではあり得ず、また、原告が、スプレッドの幅以上にレートが変動する直前のレートで注文し、変動後、直ちに反対売買することによって、短期間に利益を得るという取引の割合が高いことから、本件条項に該当する取引によらない限り、不可能である旨主張する。

しかし、上記1(2)ないし(4)で認定したとおり、原告の採用している取引手法が、専ら為替チャートに表示される値動きを注視し、テクニカル指標を参考にしつつ、経験や勘にもよりながら売買を繰り返すという手法であることや、画面上の売ボタン及び買ボタンが隣接していること等に照らすと、原告の行っていた取引が、本件条項に該当する方法でなければ実行することができないものであるとは認められない。

- (4) 以上によれば、原告の行った取引が本件条項に該当するということはできず、強制解約の要件を充足すると認められないから、被告

が、原告に対し、原告が本件口座の強制解約によって平成25年6月時点で被告に口座を有していないことを理由として、キャッシュバック金の支払を拒絶することは、信義則に反し、許されないといふべきである。なお、争点2については、選択的主張であり、判断を要しない。

第4 結論

よって、原告の請求は、理由があるから認容することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第5部

裁判官 高 瀬 保 守

(別紙)

キャンペーンの概要

- 1 期間 平成25年5月1日から同月31日まで
- 2 参加条件 平成25年6月7日ニューヨーククローズまでに、外貨
e x取引画面よりYahoo!Japan ID連携の登
録を完了していること。
- 3 概要 平成25年6月7日ニューヨーククローズまでに、キャン
ペーンの参加条件を満たし、キャンペーン期間中に取引
を行うと、合計月間取引高に応じてキャッシュバックす
る。なお、米ドル/円については、月間取引高の算出は、
キャッシュバックの集計時において、その取引高の半分と
して計算することとする。

4 キャッシュバック金額

1万通貨以上100万通貨未満	0円
100万通貨以上300万通貨未満	0円
300万通貨以上500万通貨未満	0円
500万通貨以上1000万通貨未満	0円
1000万通貨以上5000万通貨未満	5000円
5000万通貨以上1億通貨未満	3万円
1億通貨以上2億通貨未満	5万円
2億通貨以上3億通貨未満	10万円
60億通貨以上	300万円

3億通貨以上は、1億通貨ごとに5万円のキャッシュバックとなる。

以 上

これは正本である。

平成 26 年 6 月 19 日

東京地方裁判所民事第 5 部

裁判所書記官 柿本 恵子